

地域の農地を次世代へ

農地中間管理事業



令和7年10月

福井県農地中間管理機構

公益社団法人 ふくい農林水産支援センター

大切な農地を次世代へ繋ごう

地域計画

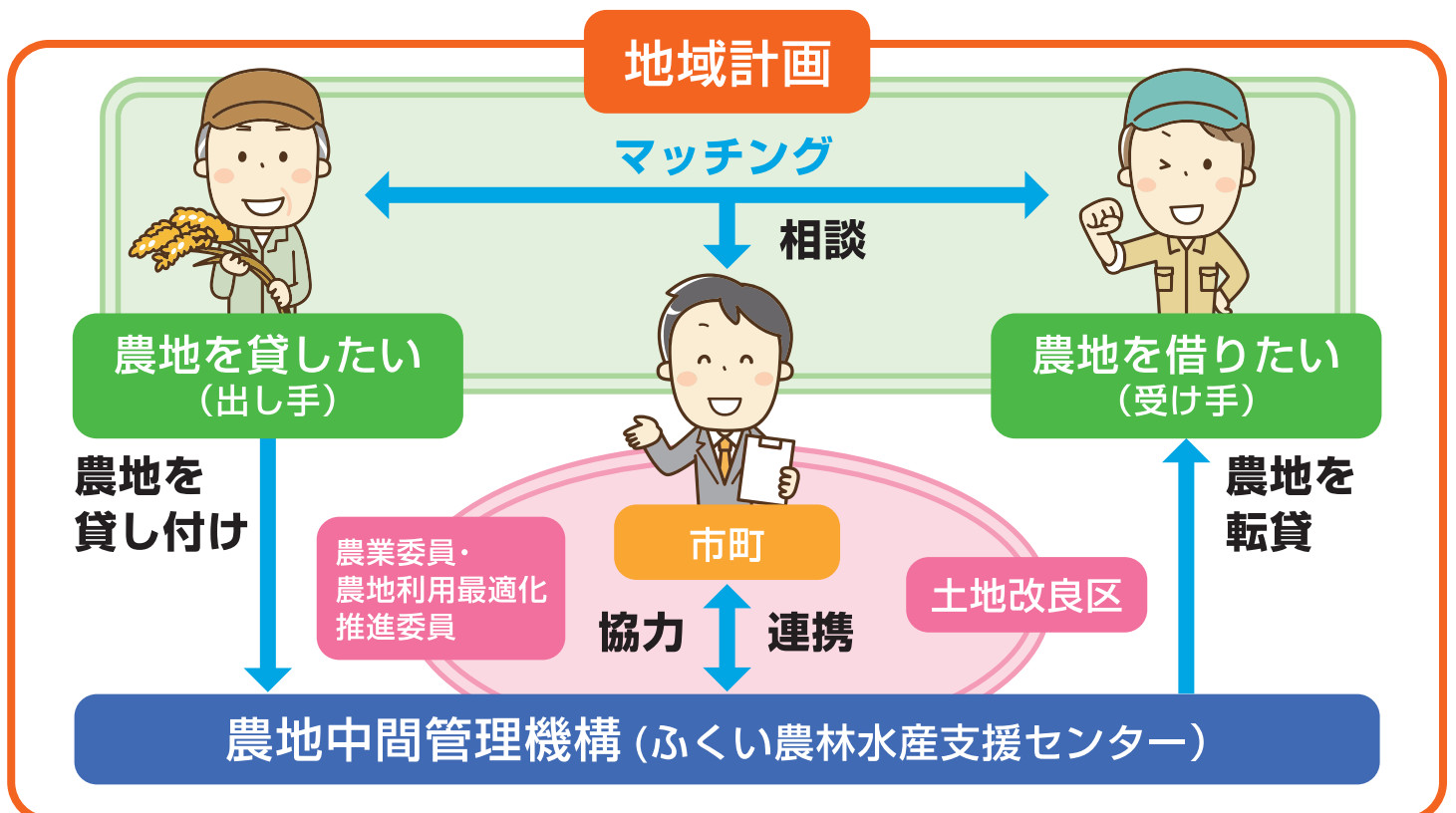
国は、「農地をどのように次世代に引き継いで地域を守っていくのか」という課題を地域で話し合い、その課題解決に向けた取り組みを後押しするため、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図「地域計画」の策定を令和5年4月に法定化しました。

地域計画の達成

市町は、策定した地域計画を達成するため、農地中間管理事業を活用し、地域の農地を守る担い手へ、農地の集積・集約化を行います。

農地中間管理機構

農地中間管理機構は、農地中間管理事業の推進に関する法律にもとづき、安心して農地を貸し借りできるよう、貸す人(出し手)、借りる人(受け手)を支援します。



安心した農地の貸し借り

- ・農地中間管理事業を活用すれば、期間、賃料等、条件を明確にした農地の貸し借りができます。
- ・貸し借りに関する書類の作成は農地中間管理機構、市町がサポートします。(出し手、受け手双方の合意があれば、契約期間中の解約・賃料変更書類の作成もサポートします。)
- ・賃料は農地中間管理機構が受け手から徴収し、確実に出し手へお支払いします。

支援金の交付（事業主体：市町）

農地中間管理事業を通じて農地の集約化に取り組む地域に対して、支援金が交付されます。

※支援金の交付には要件があります

遊休農地解消を支援

簡易な整備により、遊休農地を解消し、受け手に農地集積・集約化する取組を支援します。

様々なメリット

農地中間管理事業を活用することで、出し手は税制面(固定資産税や納税猶予)での優遇措置があります。受け手は農地中間管理事業を活用し、経営面積の拡大をすることで補助事業のポイント加算があります。



詳しくは、農林水産省ホームページをご覧ください

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>



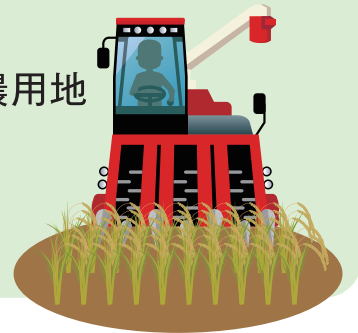
農地中間管理事業で借受する農用地

- ・市街化区域以外の農用地
(市街化区域以外の農地と一体的に利用されている場合は可)



農地中間管理事業で借受できない農用地

- ・市町農業委員会において再生利用が困難と判定されている農用地
- ・農用地として利用することが著しく困難な農用地等
- ・貸借条件(賃料、期間など)や耕作者が決まっていない農用地
- ・土地改良区の賦課金の滞納がある農用地



農地を貸したい方(土地所有者 / 出し手)

- ・賃料収入が年間15万円を超える出し手の方は、所得税法等にもとづき農地中間管理機構が作成し、税務署に提出する法定調書にマイナンバーの記載が義務づけられているため、マイナンバーの提供をお願いします。
- ・農地中間管理機構が借受後、受け手への貸付が行えず1年間経過した場合は、農用地を返還することがあります。

農地を借りたい方(耕作者 / 受け手)

- ・地域計画(目標地図)に位置づけられていることが必要です。ただし法的に人格を持たない生産組織への貸付けは行えません。(任意の生産組織等)



①

市町・農業公社へ相談

- ・賃料、契約期間(原則10年以上)等を出し手、受け手が協議のうえ決定し、農地が所在する市町の担当部署(パンフレット裏面)の窓口にご相談してください。

②

書類の提出

- ・市町/農業公社からの情報をもとに農地中間管理機構が書類を作成します。

出し手: 農用地等貸付申出書



- ・農用地利用集積等促進計画
- ・請求書(賃借権、金納の場合のみ)

受け手: 農用地等借受

希望申込書(初回のみ)



- ・農用地利用集積等促進計画
- ・預金口座振替依頼書
(初回、賃借権、金納の場合のみ)

※状況に応じて提出書類は増える場合があります。

(P5 Q&A相続登記のできていない農地の場合等)

- ・書類を記入し、農地が所在する市町の担当部署(パンフレット裏面)の窓口へ提出してください。

③

手続き完了

- ・書類提出後の事務手続き(認可申請)は、農地中間管理機構が行います。
- ・手続き完了後、出し手、受け手とも農用地利用集積等促進計画を1部返却しますので、お手元にて保管してください。

Q1



出し手(所有者)/ 受け手(耕作者)

農地を貸したい・借りたい場合、
どこに相談すればいいですか。

農地中間管理機構または、農地が所在する市
町の担当部署(パンフレット裏面)にご相談く
ださい。



Q2



出し手(所有者)/ 受け手(耕作者)

申込をしてから契約締結まで
どれくらいの日数がかかりますか。

申込から契約締結までの所要月数はおおよ
そ2か月です。(※一部例外あり)



Q3



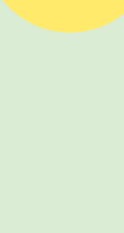
出し手(所有者)/ 受け手(耕作者)

農地中間管理事業を活用するのに
手数料はかかりますか。

現在、手数料はいただいておりません。



Q4



出し手(所有者)

相続登記のできていない農地も貸付けできますか。

原則、令和6年4月1日から相続登記が義務
化されていますので、法務局でお手続きをお
願いします。
相続登記に時間を要する場合は、貸付申出書
の提出時に相続人系統図及び他相続人から
の委任状等が別途必要になります。



Q5



出し手(所有者)

賃料はいつ支払われますか。

原則、年1回、毎年12月末に、出し手の方から届け出のあった口座に入金します。



Q6



受け手(耕作者)

借受したい農地の所有者が不明となっていますが、借受できますか。

所有者が不明の農地について借入れを希望される場合は、所定の手続きを行えば借受が可能です。農地の所在する市町の担当部署(パンフレット裏面)へご相談下さい。



Q7



受け手(耕作者)

賃料の支払いはいつですか。

原則、年1回、毎年11月末に受け手の方から届け出のあった口座から引き落としをさせていただきます。



詳しくは、公益社団法人ふくい農林水産支援センターのホームページをご覧ください

https://www.fukui-affsc.jp/management/mgmt_structure/mgmt_faq



市町担当窓口

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。(令和7年10月現在)

市町名	担当部署(窓口)	電話番号
福井市	農政企画課	(直)0776-20-5420
敦賀市	農林水産振興課	(直)0770-22-8196
小浜市	農林水産課	(直)0770-64-6022
大野市	農業林業振興課	(直)0779-64-4829
勝山市	農林課	(直)0779-88-8106
	農業公社	(直)0779-88-5520
鯖江市	農林政策課	(直)0778-53-2234
	農業公社グリーンさばえ	
あわら市	農林水産課	(直)0776-73-8024
越前市	農政課	(直)0778-22-3009
坂井市	農業振興課(農業再生協議会)	(直)0776-50-3150
永平寺町	農林課	(直)0776-61-3947
池田町	農村政策課	(直)0778-44-8004
	農業公社	(直)0778-44-7731
南越前町	農林水産課	(直)0778-47-8001
越前町	農林水産課	(直)0778-34-8704
美浜町	産業政策課	(直)0770-32-6706
高浜町	産業振興課	(直)0770-72-7705
おおい町	農林水産課	(直)0770-77-4055
若狭町	農林水産課	(直)0770-45-9102
坂井北部丘陵地営農推進協議会		0776-78-6364

公益社団法人 ふくい農林水産支援センター
福井県農地中間管理機構

〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号(福井県福井合同庁舎内4階) 直)0776-21-8313

嶺南分室

〒917-0297 小浜市遠敷1丁目101(若狭合同庁舎内4階) 直)0770-56-1285